

## **【事案Ⅶ－２】 契約無効確認請求**

（【事案Ⅶ－１】と同一人物からの申立て）

・平成27年7月23日 不受理決定

### **<事案の概要>**

不適切な募集行為により望まない共済契約に加入させられたとして、契約の無効確認を求め申立てがあったもの。

### **<不受理の理由>**

審議会では、申立ての適格性について審査を行った。審査の結果、当審議会は裁判外紛争解決機関であるため、第三者の証人尋問を求める権限はなく、当審議会において事実関係を明らかにすることは困難であることから、裁定手続規則第16条10号にもとづき、申立てを不受理とした。